司法書士名簿登録等の公告

司法書士名簿に登録した者及び登録を取消した者を司法書士法第18条の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月11日　日本司法書士会連合会

登　録

登録番号	氏　名	登録番号	氏　名
平成23年3月7日付			
札幌 756	今川　和哉	札幌 757	佐野　綾子
宮城 634	柳渕　保秀	東京5687	赤田　紀明
東京5688	小田映理子	東京5689	岡野　祐一
東京5690	山田　匡人	東京5691	平松未奈子
東京5692	有岡　智昭	東京5693	今村　匡宏
東京5694	川成　洋介	東京5695	日下　理恵
東京5696	杉田　高規	東京5697	中谷　好成
東京5698	柿沼　俊博	東京5699	池田　岳大
東京5701	髙木　敏行	神奈川1661	高柳　直子
神奈川1662	高橋　真人	神奈川1663	三浦　大輔
神奈川1664	河本　龍五	神奈川1665	梶山　博史
神奈川1666	柴野　満光	静岡 784	吉田　光芳
新潟 596	野口昭三郎	愛知1677	水溪ハル映
愛知1678	川北　俊介	石川 375	金氏　克弥
大阪3754	南本　博史	大阪3755	大友　匡樹
大阪3757	佐野　壮一	兵庫1733	筒井　啓輔
奈良 415	齋藤　知里	奈良 417	坂本　嘉之
和歌山334	楠見　郁夫	和歌山335	福留　健
広島 940	桐原　豊	鳥取 249	圓岡賢太郎
徳島 313	明官　竜信	福岡1514	中村　好伸
大分 421	河野　紘	熊本 681	山﨑　隆弘
平成23年3月23日付			
宮城 635	大日方未佳	岩手 343	佐藤　賢志
東京5702	蓑輪　豊子	東京5703	伊藤サユリ
東京5704	有賀　香織	東京5705	大橋　則子
東京5706	林　真吾	東京5707	元木　翼
東京5708	近藤　聡史	東京5709	粟飯原治郎
東京5710	宮下　真人	東京5711	下宮　麻子
東京5712	岩崎　亘	神奈川1667	長田　祐樹
神奈川1668	岩田　一郎	神奈川1669	寺島　優子
埼玉1300	髙地　祐介	千葉1218	堀江　雅宏
千葉1219	大津　信一	千葉1220	赤坂　剛史
千葉1221	村田　歩美	千葉1222	平子　綾子
茨城 561	植野　孝文	茨城 562	小圷　貢
茨城 563	田中麻衣子	栃木 426	近澤　豊
栃木 427	中山　耕治	静岡 785	山梨　恵子
山梨 295	若尾恭一郎	山梨 296	横内　勇一
富山 335	杉本　誠	大阪3758	山下　正悟
大阪3759	野口　正泉	大阪3760	野山　尚幹
京都1002	櫻井　博	奈良 418	萩村　勝秋
奈良 419	小坂　和義	岡山 770	寺尾　征隆
香川 316	榊原　淳	高知 316	門田　作平
愛媛 579	近藤　徳好	福岡1515	稗田　大祐
福岡1516	多伊良壮平		
登録の取消			
平成23年1月18日付		石川 271	西田　秋英
平成23年1月23日付		大阪3032	久木田利光
平成23年1月28日付		神奈川77	高野　力雄
平成23年1月30日付		神奈川576	反田　哲郎
平成23年2月3日付		東京1261	濱島　勲
平成23年2月4日付		大阪 905	田村　茂
平成23年2月11日付		兵庫 781	黒川　透
平成23年2月16日付		大阪 197	中西　健造
平成23年2月18日付		茨城 198	粟野　幹次
平成23年2月20日付		長崎 228	中尾　駿祐
平成23年2月21日付		兵庫1199	池永　隆彦
平成23年3月7日付			
秋田 178	土門　福三	東京2363	合田　道明
東京4736	立野　和美	神奈川381	松崎　幸子
神奈川607	伊藤　明浩	千葉1089	矢吹沙知子
茨城 445	坂本　勇	群馬 87	松本　侃二
長野 541	山田　四朗	兵庫 403	堀　忠之
兵庫1641	柴野　夕紀	熊本 551	坂田　忠男
熊本 613	村上　博昭		
平成23年3月23日付			
札幌 654	麻生ゆき美	札幌 692	鷲津　直樹
福島 263	束原　正光	東京 998	寺島　春治
東京1147	押野　昭夫	東京2372	中田　耕三
東京4320	城之内弘子	埼玉 114	大郷　武男
埼玉1082	石井　憲治	埼玉1209	加藤　卓
千葉 709	杉山　隆	千葉1192	木下　真治
茨城 283	金澤　正一	茨城 360	菅谷　和安
群馬 123	上野　茂雄	山梨 73	竹下　幹男
山梨 279	平嶋　久廣	新潟 98	布施　克美
愛知 814	石川　正已	三重 24	南　友生
大阪 204	中野　博夫	大阪 755	末木　徳枝
京都 917	桝谷　勇二	兵庫 130	岩城卓四郎
滋賀 171	久田　昭三	山口 474	林　啓二
香川 276	山崎　瞳	愛媛 449	濱田喜代弘
福岡 803	中尾　和徳	熊本 198	井伊司計充
熊本 426	城　義隆	熊本 513	岡田　知義
沖縄 78	當間　進榮		

弁理士登録公告

平成23年3月23日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
3月23日	17335	本城　泰史
3月23日	17336	湯浅　竜
3月23日	17337	辻　眞人
3月23日	17338	三觜　宏之

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成23年2月22日	08290	小三　一臣	死亡抹消
平成23年2月27日	10205	村迫　俊一	〃
平成23年3月11日	08801	三浦　祐治	申請抹消

弁理士数　8,686名

（平成23年3月23日現在）

平成23年4月11日　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成23年3月23日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の5に基づき次のとおり公告します。

付　記

月　日	登録番号	氏　名
3月23日	11516	米田　賢治

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,560名

（平成23年3月23日現在）

平成23年4月11日　日本弁理士会

弁護士・弁護士法人の業務に関する報酬に係る基準の一部改正公告

少年・刑事財政基金の支出に関する規則（規則第百三十四号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十三年三月十七日　日本弁護士連合会

少年・刑事財政基金の支出に関する規則（規則第百三十四号）中一部改正

少年・刑事財政基金の支出に関する規則（規則第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」を「第七条の規定」に改め、「定める」の下に「ことを目的とする」を加える。

第二条を次のように改める。

（本基金の支出）

第二条　本基金から支出する法律援助事業に関する規程第二条第一号の刑事事件（以下「刑事事件」という。）について、被疑者又は被告人（以下「被疑者等」という。）に対して弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）が行う援助（以下「援助」という。）に係る費用（以下「援助費用」という。）のうち、次に掲げるものについて、本基金から支出する。

一　弁護士等が被疑者等から受ける報酬の支払に充てるために必要な金銭（以下「報酬金」という。）

二　援助費用のうち、前号に掲げるもの以外のもの

2　前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三十七条の二第一項の規定により国選弁護人の選任の請求があった場合又は同法第三十七条の三第一項若しくは第三十七条の五第一項の規定により国選弁護人が選任された場合の刑事事件に対する援助費用のうち、報酬金は、五万円とする。

3　特別の事由により援助の対象となった被疑者等が複数となった場合の前二項に規定する援助費用の支出は、二人となった場合にあっては二倍の額を、三人以上となった場合にあっては三倍の額を上限とする。

4　刑事被疑者弁護援助事業の対象となる事件が通訳を要した場合については、前三項に規定するほか、一事件について十万円を上限に実費を加算して支出するものとする。

第二条の次に次の三条を加える。

第二条の二　本基金から支出する法律援助事業に関する規程第二条第二号の少年保護事件付添援助事業における援助金は、一事件について十万円とする。ただし、審判に立ち会うことなく付添人を辞任した場合は、次の各号に掲げる選任から辞任までの期間に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　二週間以内の場合　五万円

二　二週間を超え、二週間以内の場合　七万円

三　二週間を超える場合　八万円

2　前項の規定にかかわらず、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十二条の三第二項の規定により国選付添人が選任された場合の事件に対する援助金は、五万円とする。